

令和２年度香美市中山間地域等直接支払制度対象農用地、対象者基準検討会 議事録

日 時： 令和２年７月１７日（金）１３：３０～１４：３０

場 所： 香美市役所本庁４階会議室

出席委員： 出席７名、欠席１名、傍聴０名（総員８名）

議 題： １．会長・副会長の選任
２．香美市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画について
３．令和元年度実績及び第５期対策に関する情報について
４．その他

=====

◆議題１について

当基準検討会において、委員の任期は５年ということで今回新たに委嘱した。会長・副会長の選任については、これまでの経緯を踏まえ、会長に香美市農林課川島課長、副会長にＪＡ高知県物部支所の奥村支所長に決定した。

◆議題２について

平成２７年度に策定した「香美市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）」の内容を、第５期対策に即した内容に変更し、また軽微な表記の修正を行った資料を配布した。その内容は、令和元年度に制定された棚田地域振興法を促進計画の対象地域へ追加、第４期対策集落連携・機能維持加算のうち広域化支援に関する記載を削除、そして対象者について制度に沿った内容を追加したものであった。事務局からのこの提案について、異議なしとして承認をされた。

◆議題３について

令和元年度の対象農用地及び交付金実績や加算措置について全体を俯瞰し、協定廃止予定の集落等について現状を伝えた。また、第５期対策について国のパンフレットを活用し重要な変更点をピックアップして伝えた。

（委員からの意見・感想等）

- 大阪に住んでいる方の農地が集落にあるが、管理について理解が得られていない。どうすれば良いか何か案はあるか？
→責任を持って管理いただきたいが、難しい場合は耕作者を変更して集落内で対応をしてほしい
- パンフレット１２ページ「耕作又は維持管理できなくなった」の「その他」は何であるか？
→（耕作放棄地になること等が該当するが、）香美市は、集落内で管理又はやむを得ず農地削除しか行っていないので即答しかねる。今後勉強していく。

◆議題４について（各委員からは特に無かったが、事務局より下記の提案を行った）

来年度以降、基準検討会を開いて承認を得ることが出てきた場合は都度開催するが、そのような内容が無ければ、次回は最終年度に開催することとしたい提案をしたところ、総員異議なしとして承認された。